

全国社会保険労務士会連合会会則（抄）

（報酬等の明示）

- 第 43 条の 3 社会保険労務士の会員は、事案の依頼を勧誘する場合には、勧誘に先立って、相手方に対し、氏名、事案の依頼を勧誘する目的である旨及び業務の内容を明らかにしなければならない。
- 2 社会保険労務士の会員は、事案の受任に際して、依頼人に対し、業務の内容、報酬等を書面の交付等により明示し、かつ、十分に説明しなければならない。
 - 3 社会保険労務士の会員は、依頼人から業務の提供に先立って報酬等の全部又は一部を受領することとする場合には、依頼を受け、かつ、報酬等の全部又は一部を受領した際に、依頼人に対し、当該依頼を受任する旨又は受任しない旨を書面の交付等により明示しなければならない。

（不当勧誘等の禁止）

- 第 43 条の 4 社会保険労務士の会員は、業務の内容、報酬等、相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げずに勧誘を行うなど、不当な方法により、事案の依頼を勧誘してはならない。
- 2 社会保険労務士の会員は、事案を依頼しない旨の意思を表示した者に対し、事案の依頼を勧誘してはならない。
 - 3 社会保険労務士の会員は、誇大若しくは虚偽の事項により相手方を欺くおそれがある方法で、広告又は宣伝を行ってはならない。
 - 4 社会保険労務士の会員は、相手方の承諾を得ずに電子メールにより広告を送信してはならない。
 - 5 社会保険労務士の会員は、依頼人を威迫して困惑させるなど、不当な方法により、事案の依頼の撤回又は解除を妨げてはならない。